平成２５年（フ）第７１２号
仙台市青葉区五橋２丁目４番14―302号、従前の住所千葉市稲毛区黒砂台１丁目21番４号
日本電設工業株式会社西千葉寮
債務者　佐藤　圭佑
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
茨城県つくばみらい市伊奈東61番地27　ノーヴァトワーレＣ203
債務者　渡辺こと　渡邉　真弘
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
茨城県牛久市ひたち野西４丁目30番地21、住民票上の住所茨城県つくば市花室1562番地１
債務者　倉持　尚江
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
茨城県つくば市若葉８番地13　ビューラーＷＡＫＡＢＡ102号
債務者　今泉　　攻
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
茨城県つくば市若葉８番地13　ビューラーＷＡＫＡＢＡ102号
債務者　坂田　知子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７３号
千葉県四街道市大日317番地２　緑ヶ丘ハイツ103号室
債務者　千葉　和昭
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３０３号
千葉県富里市大和741番地11
債務者　三浦よね子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県茂原市御蔵芝1496番地10
債務者　大野　　恵（旧姓村杉）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
金沢市泉野町３丁目12番20号　ザナドウＩ202号室、従前の住所金沢市みどり２丁目１番地１
債務者　中山　茂治
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３１号
石川県白山市日向町ホ72番地16
債務者　五東　　悟
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９７２号
名古屋市天白区高坂町323番地　ミッキービル２Ｆ号
債務者　岡坂　静香
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９７号
愛知県海部郡大治町大字東條字郷前106番地の１　ローズコート安井101
債務者　小山　信幸
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３３号
広島県廿日市市永原100番地69
債務者　白井　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５２号
広島市中区千田町２丁目４番５―302号
債務者　竹田　祥史（旧姓舟越）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６９号
広島市安芸区瀬野１丁目31番８号
債務者　久内美枝子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１２号
愛媛県松山市祝谷５丁目６番18号　エスティアム祝谷101号
債務者　古江　　悟
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２７号
高知市葛島１丁目６番６号　ロイヤルガーデン２・605
債務者　林　　幸代
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高知地方裁判所破産係